

～山形県条例等三段表～

指定障害福祉サービス

令和7年4月改正版

本表の見かた

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた指定基準等について、平成 25 年 4 月 1 日より県の条例で定めることになりました。

本表の見方については下記のとおりですので、その運用に誤りのないよう当該基準に従い、適切なサービスを提供してください。

厚生労働省令	県条例	県規則	県解釈通知
第 4 条	(従業者) 第 5 条 指定〇〇〇は、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1) ▲▲ (2) □□	(従業者の員数) 第 3 条 条例 5 条第 1 項に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) ▲▲ 1 以上 (2) □□ ※※※の数を##で除した数以上 【関係告示】 (略)	(1)従業者の員数(条例第 5 条及び規則第 3 条) 条例第 5 条及び規則第 3 条は、～(略)～の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①◆◆◆は、～(略)～を行うものである。 ②規則第 3 条第 2 項は、～(略)～を定めたものである。

県の条例等に対比するもとの厚生労働省令の条項
 ※平成 25 年 4 月 1 日からは、当該厚生労働省令は使用しないこと

これまで厚生労働省令で定めていた指定基準について、県の条例及び条例施行規則で定めたもの
 ※基準の基本的枠組みについては条例で規定し、細目的事項(人員数、面積等)については規則で規定

規則及び解釈通知の中で、四角で囲まれている【関係告示】【関係通知】については、参考までに厚生労働省告示、通知について記載したものである

これまで厚生労働省で定めていた留意事項(解釈通知)について、県の留意事項(解釈通知)で定めたもの
 ※事業者は、(1)(2)(3)の 3 つの基準を全て満たす必要がある
 ※最低基準については、解釈通知はないため、2 段表となっているが考え方は上記と同じ